部活動交流試合等　現時点での確認事項（令和２年７月３日）

１　新型コロナウイルス感染症拡大防止はもとより、体育の授業内容との兼ね合いやテストの日程、部活動の組織づくりや体力づくり等を考慮し、７月末まで練習試合等他校と交流する活動（以下「練習試合」という）は行わない。

２　８月１日（土）以降は、練習試合を可とする。ただし、行うにあたっては、感染症をめぐる社会状況及び各種目の特性、並びに熱中症対策等の安全対策を十分に考慮した上で、部員及びその保護者の書面での参加同意を得て実施するものとする。

３　この申し合わせは、練習試合の実施を奨励するためのものではないので、練習試合実施の目的を明確にし、その必要性及び安全性について相手校校長の承認とその保護者の賛同が得られた場合に限って実施するようにする。

　＜実施にあたっての配慮事項の例＞

　　(1)　実施目的の明確化（直近に実施される大会に備えた実戦練習、３年生の引退式を兼ねた交流試合など、生徒の希望や保護者の理解が得られるものとする）

　　(2)　過度な負担のかからない活動時間（３時間程度以内）や試合回数等に配慮する。

　　(3)　活動前後及び活動中の衛生管理、健康観察や手洗い、給水、休憩などを確保する。

　　(4)　選手以外の生徒や保護者等も含め、参加条件の明示及び制限、応援の仕方の指導、並びに安全な観覧場所の確保等、基本的な感染防止対策の徹底する、

　　(5)　試合会場への行き帰りの安全確保、移動手段に配慮（近隣校同士で行う）する。

４　この確認事項は、知多地方の各市町の中学校が確認したものです。ただ、市町ごと、

　もしくは学校ごとにさまざまな事情があるので、特に他市町の学校と交流しようとする

　場合は、計画段階から相手校の事情に十分配慮すること。

、